

研修歯科医の処遇について（案）

1 研修歯科医の処遇に関する基本的考え方

（1）労働者性について

- 労働基準法第9条「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下『事業』という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」
- 労働基準法第9条の労働者であるかどうかは、
 - ① 具体的な仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
 - ② 業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無
 - ③ 時間的・場所的な拘束性の有無
 - ④ 報酬の労務対償性

等を総合的に勘案し、個別具体的に判断されることになる。

（2）研修歯科医の処遇に関する基本的考え方

- 研修歯科医については、教育的側面も有するが、一般的には、労働者性が認められると考えられる。
- 研修歯科医が臨床研修に専念し、研修内容を的確に身につけることができるよう、労働基準法等労働関係法令に規定される労働条件に相当する処遇が確保されることが必要である。

2 研修歯科医の処遇に関する基準

研修歯科医が臨床研修に専念できるよう、労働基準法等労働関係法令に規定される労働条件に相当する以下の処遇を確保すること。

(1) 研修条件の明示（労働基準法第15条関連）

臨床研修施設は、研修契約の締結に際して、研修歯科医に対して、

- ・ 研修契約の期間
- ・ 研修の場所及び業務
- ・ 研修手当
- ・ 研修時間、休日及び休暇
- ・ 時間外・休日研修及び当直
- ・ 社会保険の加入の有無
- ・ 宿舍の有無
- ・ 歯科医師賠償責任保険の加入の有無
- ・ 健康診断等の健康管理体制

その他の研修条件を明示すること。

(2) 研修手当

- ・ 臨床研修施設は、最低賃金額以上の研修手当を支払うこと。
- ・ 臨床研修施設は、当該施設における勤務医の初任給との均衡に考慮した研修手当を支払うこと。
- ・ 医師臨床研修医の処遇にかんがみ、相当の処遇が確保されることが望ましいこと。

(3) 研修時間、休憩、休日、時間外・休日研修、割増研修手当、年次有給休暇及び当直（労働基準法第32条、第34条、第35条、第36条、第37条、第39条、第41条関連）

研修時間は、原則として、1週40時間、1日8時間を超えないこと。なお、指導歯科医の行う臨床の見学や文献の勉強等の教育を時間外に実施することについては、就業規則上の制裁等の不利益取扱による出席の強制がなく、自由参加のものであれば、時間外の研修にはならない。

臨床研修施設は、研修時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、自由に利用することのできる休憩時間を研修時間の途中に与えること。

臨床研修施設は、毎週少なくとも1日の休日又は4週間を通じ4日以上
の休日を与えること。

臨床研修施設は、時間外及び深夜（午後10時～午前5時）の研修には
2割5分以上の割増研修手当を、また、休日研修には3割5分以上の割増
研修手当を支払うこと。

臨床研修施設は、研修開始の日から6か月間継続して研修し、全研修日
の8割以上出勤した研修歯科医に対して10日以上、その日からさらに1
年間研修し8割以上出勤した研修歯科医に対して11日以上の年次有給休
暇を与えること。

医療法第16条等に基づく当直業務を、労働基準法第41条に基づく宿
日直勤務により行う場合には、許可基準（通常の労働の継続延長ではなく、
常態としてほとんど労働をする必要のない勤務であること等）に則った所
轄労働基準監督署長による宿日直勤務の許可が必要であること。

なお、この許可を得ている場合に、救急患者に対する診療等の通常業務
に稀に従事することがあっても、直ちに許可が取り消されるという取扱は
されないこととされているが、その場合には、通常の時間外労働として、
割増賃金の支払い等を行うことが必要であること。

また、当直業務において、常態として診療行為等の通常業務が行われる
ものについては、労働基準法第41条に基づく宿日直勤務には該当しない
ものであるので、通常の時間外労働として、管理することが適当であるこ
と。

（4）産前産後の休業（労働基準法第65条関連）

臨床研修施設は、6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内
に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を研修さ
せてはならない。

臨床研修施設は、産後8週間を経過しない女性を研修させてはならない。
ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者につ
いて医師が支障がないと認めた研修を行うことは、差し支えない。

臨床研修施設は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な
研修に転換させなければならない。

（5）健康診断（労働安全衛生法関連）

臨床研修施設は、研修歯科医を受け入れたときは、当該研修歯科医に対し健康診断を行うこと。また、研修2年目にも健康診断を行うこと。

(6) 社会保険（健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等関連）

臨床研修施設は、原則として、研修歯科医を社会保険（健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等）に加入させること。

研修条件通知書（イメージ）

平成 年 月 日

_____ 殿

病 院 名： ○○○病院
 所 在 地： ○県○市○町○丁目○番○号
 病院長氏名： ○○○

研修期間	平成○年○月○日～○月○日の1年間
研修の場所	○○○病院及び○○○診療所
従事すべき業務内容	歯科医師業務
始業・終業の時刻、休憩時間及び時間外研修・休日研修・当直の有無	<p>1 始業・終業の時刻（（1）又は（2）の該当するものに○を付けること。）</p> <p>① 始業（午前8時00分）、終業（午後5時00分）</p> <p>（2）変形労働時間制又は交代制：次の研修時間の組み合わせとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">始業： 時 分、終業： 時 分（適用日 ）</p> <p style="margin-left: 20px;">始業： 時 分、終業： 時 分（適用日 ）</p> <p style="margin-left: 20px;">始業： 時 分、終業： 時 分（適用日 ）</p> <p>※ 業務上必要なときには、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。詳細は、就業規則第○条。</p> <p>2 休憩時間：60分</p> <p>3 時間外研修・休日研修の有無 (有)・無</p> <p>4 当直の有無 (有)・無 (有の場合、研修方法について（1）～（4）の該当するものに○を付けること。）</p> <p style="margin-left: 20px;">① 宿日直勤務による</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 時間外労働による</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 両者の組合せによる</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) その他</p>
休日	土曜日及び日曜日
休暇	<p>1 年次有給休暇</p> <p style="margin-left: 20px;">6ヶ月継続勤務した場合：10日</p> <p style="margin-left: 20px;">継続勤務6ヶ月以内の年次有給休暇 (有)・無)：○ヶ月経過で○日</p> <p>2 その他の休暇</p> <p style="margin-left: 20px;">有給：慶弔休暇</p> <p style="margin-left: 20px;">無給：生理日の休暇、産前産後の休業、傷病休暇、公民権行使のための休暇、育児・介護休業</p> <p>※ 詳細は、就業規則第○条</p>

